

2020年3月24日

「成田空港の更なる機能強化」に伴う 住宅防音工事助成の実施について

本日、「成田空港の更なる機能強化」に伴う「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく騒音区域を追加指定・指定解除する国土交通省告示がなされました。

同告示を受けて成田国際空港株式会社(NAA)は、その施行日時時点で現に所在し、一定条件を満たす住宅への騒音防止工事の助成を以下のとおり実施するとともに、横風用滑走路にかかる第一種区域は、2021(令和3)年4月1日に指定解除となりますので、併せてお知らせいたします

1. 住宅防音工事助成の概要

(1)新たに助成対象となる住宅(別紙参照)

- ①拡大した第一種区域内に、2020(令和2)年4月1日施行日時時点で現に所在する住宅
- ②A滑走路及びB滑走路については2011(平成23)年4月1日告示により指定された第一種区域内に当該告示の翌日から今回の施行日時時点で現に所在する住宅(※)

(※)ただし、A滑走路は2001(平成13)年5月11日及び2011(平成23)年11月11日、B滑走路は2001年(平成13)年5月11日、2007(平成19)年12月28日及び2011(平成23)年11月11日都市計画(航空機騒音障害防止地区)により自己防音が義務化された住宅を除きます。

(2)助成内容

当社が定めた設計基準の防音工事に要する以下の経費に助成します。

- ①防音アルミサッシ等の本体工事に必要な経費
- ②空調設備の設置に必要な経費
- ③防音工事の設計監理費

なお、既に市町又は(公財)成田空港周辺地域共生財団による防音工事の助成を受けた住宅については、当社設計基準に満たない部分の補完工事に要する経費を助成します。

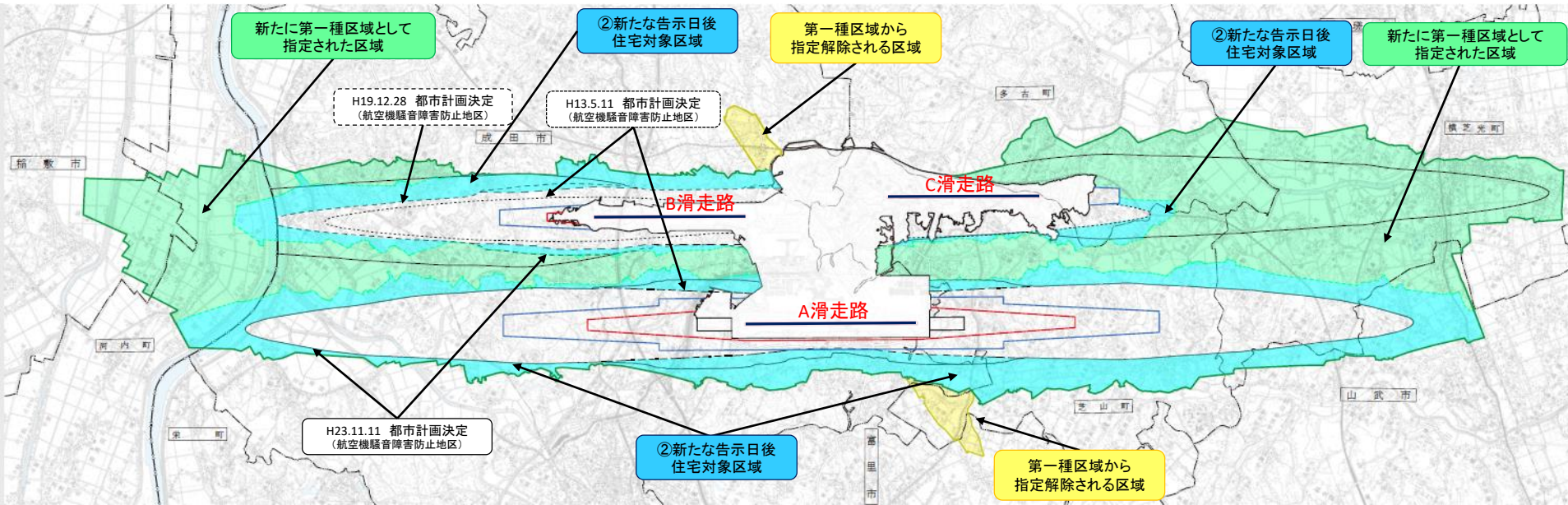
2. 助成対象から指定解除される住宅

1985(昭和60)年7月1日運輸省告示により第一種区域に指定された横風用滑走路にかかる区域内に所在する住宅(別紙参照)(※2)

(※2)2021(令和3)年3月31日までの間は、第一種区域としての防音工事助成対象住宅となります。

3. 住宅防音工事に関する問合せ先

当社地域共生部 住宅防音工事担当(電話 0476-34-5874)又は各市町の防音工事受付窓口へお問合せください。



※空港拡張区域内における現状の対策区域については、C滑走路供用までの間、現状の対策水準を維持します。

<参考:告示概要>

(1) 告示図面の縦覧場所

成田国際空港株式会社(NAA) 本社ビル1階情報コーナー(千葉県成田市古込字古込1-1)

(2) 告示内容

区分	自治体名	対策の内容
第一種指定区域 (Lden62dB)	成田市、山武市、多古町、芝山町、横芝光町、 稲敷市、河内町	住宅防音工事の助成 (約6,000戸)
第二種指定区域 (Lden73dB)	成田市、多古町、芝山町	移転の補償等 (追加指定区域に住宅なし)
第三種指定区域 (Lden76dB)	成田市	緑地帯等の整備 (追加指定区域に住宅なし)
第一種指定解除区域	成田市、富里市、芝山町	2021(令和3年)3月31日まで 住宅防音工事の助成(約200戸)